

ごかのお知らせ (389)

お知らせ

国保税を滞納すると「資格証明書」等になります
(町民税務課)

国保税の滞納者対策として、通常の被保険者証に代えて、「被保険者資格証明書」や「短期被保険者証」などの交付が義務付けられています。

これは国保税を一定期間滞納した場合や、納税相談に応じなかった世帯主に対し、特別の事情がある場合を除いて、被保険者証の返還を求め、「被保険者資格証明書」を交付するものです。「被保険者資格証明書」を提示して医療機関で受診すると、保

険診療は受けられますが、医療費の全額を支払い、国保税を納付した後に7割分が国保から償還払いされます。

また、毎年3月末において現年分に滞納があると、通常の被保険者証より検認(有効)期間が短い「短期被保険者証」が交付されることとなります。

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている社会保険制度であり、その財源となる国保税の収納確保は、制度を維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。国保税の納め忘れがないように気をつけましょう。

お問い合わせ

税務G (内線300)

第3子就学祝金を給付しました
(町民税務課)

少子化対策の一環として、平成11年度に就学祝金基金制度を創設しました。

この制度は、第3子目以上の子を養育し、居住(住民登録)している方へ就学前年に祝金を給付するものです。

本年度は11月1日に11名の方に給付しました。

健やかな成長を願っています。

お問い合わせ

町民G (内線231)

農業所得を申告する皆さんへ
(町民税務課)

農業所得については、収入の大小にかかわらず、すべて収支計算によって申告者ご自身で計算していただくこととなります。販売を行わず、自家消費のみでも同様ですのでご注意ください。

計算方法

収入金額ー必要経費

＝所得金額

通帳からの引落としでは経費の内容が分からないことがありますが、必ず領収書や販売証明書などを受け取ってください。

また、道の駅ごか農作物直売所に出荷販売している方は、農協からの清算書(販売伝票)を保存しておいてください。

なお、本年度も平成20年2月上旬に農業所得事前相談会を予定しています。

お問い合わせ

税務G (内線254)

土地・家屋の届出について
(町民税務課)

土地や家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。年内に家屋の滅失(取り壊し)や増築・改築、又は売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合には、町民

税務課まで届けてください。また、土地の現況地目の変更をしている場合にも町民税務課まで届けてください。

ただし、すでに法務局で登記を済まされている場合には、届出をする必要はありません。

お問い合わせ

税務G (内線251)

電話加入権の公売について
(町民税務課)

電話加入権の公売を次のとおり行います。どなたでも参加できますので購入を希望される方はご参加ください。

日時

12月20日(木)

午前11時から

場所

境町長井戸320

境合同庁舎2階中会議室

お問い合わせ

境県税事務所 収税課

☎(87)1120

住基カード・電子証明書の発行について
(町民税務課)

電子申告 e-TAXにより確定申告をされる方にお知らせいたします。

電子申告には「電子証明書」

を住民基本台帳カード(住基カード)に格納して使用しますの

で、住基カードを取得されていない方はお早めに申請してください。(住基カードの発行には10日程度かかります。)

住基カードの申請には、運転免許証やパスポートなどの公的機関が発行した顔写真付の身分証明書と認印が必要ですので必ずご持参ください。(住所変更等は必ずしてください。)

確定申告時期には窓口の混雑が予想されますのでお早めに準備してください。

お問い合わせ

町民G (内線231)

製造業の皆様へ 統計調査に御協力ください
(企画財政課)

平成19年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、12月から平成20年1月にかけて調査員が伺います。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

なお、本年の調査より調査項目の一部を改正しましたので、調査票の記入にあたってはご注意ください。

お問い合わせ

企画・情報G (内線223)